

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 経済政策課
許 認 可 等 名	工場の新設等を行おうとする者に対する奨励措置の指定
根 拠 法 令	徳島市工場設置奨励条例
根 拠 条 項	第4条
連 絡 先	(電話 621-5225)
審 査 基 準	<p>奨励措置の指定を受けられる場合 市内に工場(営業のための物の製造、加工又は修理の作業を行うに必要な建物及び償却資産(自家発電施設及び鉱物採掘施設を含む。))並びにこれに付帯する施設)を新設し、増設し、又は移設しようとする者が次のいずれかに該当する場合 (1) 投下固定資産額が3億円以上 (2) 常時使用の従業員数が50名以上</p> <p>奨励措置の指定の申請 工場の新設等の工事開始の日前15日までに、指定申請書に工場の新設等計画書及び企業現況説明書を添えて、正副2通を市長に提出しなければならない。</p>
	参 考 事 項
	設 定 等 年 月 日
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 14日(休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>
	設 定 等 年 月 日